

帯広市コミュニティセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、帯広市コミュニティセンター条例（昭和54年条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 帯広市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 コミュニティセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、臨時に休館し、又は変更することができる。この場合、あらかじめ周知するものとする。

- (1) 毎週火曜日
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(使用の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定によりコミュニティセンターの使用許可を受けようとする者は、コミュニティセンター使用許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）により市長に申請しなければならない。ただし、個人で随時に使用しようとする者は、別に定める使用簿に必要事項を記載してこれに代えることができる。

2 前項本文に規定する申請は、当該各号に掲げる使用の区分に応じ、使用の日の属する月を含め、当該各号に定める時点から受け付けるものとする。

- (1) 販売行為等の営利目的による使用の場合 3か月前
- (2) 前号に掲げる場合以外の使用の場合 4か月前

3 前項の販売行為等の営利目的による使用の場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 商品の宣伝、展示会若しくは販売又はサービスの提供を行う場合
- (2) 1回当たり1人につき2,000円を超える入場料等を徴収して講座、教室、講演会、セミナー等を開催する場合

(許可書の交付)

第5条 市長は、コミュニティセンターの使用を許可したときは、コミュニティセンター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付する。ただし、前条第1項ただし書の規定による場合は、この限りでない。

（使用内容の変更）

第6条 前条に規定する使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）で、当該許可に係る内容を変更しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（不許可の通知）

第7条 条例第6条の規定により使用の許可をしないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（許可書の提示）

第8条 使用者がコミュニティセンターを使用しようとするときは、第5条の規定により交付された使用許可書を関係職員に提示しなければならない。

（係員の立入）

第9条 市長は、コミュニティセンターの管理上必要があると認めるときは、当該使用場所に係員を立ち入らせることができる。

（使用者の遵守事項）

第10条 使用者（第4条第1項ただし書の規定により使用する者を含む。）は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けた施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 許可なくコミュニティセンター（敷地内を含む。）で、物品の配布、販売若しくは飲食物の提供又は金品の募金、寄附等の行為をしないこと。
- (3) 火気の取扱いに十分留意すること。
- (4) 使用時間を厳守すること。
- (5) 建物及び附属設備を損傷し、又は汚損しないこと。
- (6) 使用後に、係員の点検を受けること。
- (7) その他係員の指示に従うこと。

（入館者の遵守事項）

第11条 入館者（敷地内に立ち入る者を含む。）は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において、火気を使用しないこと。

- (2) 館内外を汚損し、又は施設及び設備を損傷しないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 指定の場所以外に車を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(入館者の規制)

第12条 市長は、明らかに館内の秩序を乱すおそれがあると認めた者については、入館を拒否することができる。

(暖房燃料の措置)

第13条 使用者が暖房設備を使用する場合の当該暖房設備に要する燃料は、使用者が措置するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(損害賠償の額)

第14条 条例第10条に規定する損害の賠償額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 損傷 修繕に要する額
- (2) 滅失 残存価格に見合う額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月31日規則第8号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年4月1日規則第20号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月29日規則第61号)

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則 (平成8年1月9日規則第1号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日規則第31号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月23日規則第11号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第31号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成26年4月30日規則第25号）

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第10号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

コミュニティセンター使用許可申請書

年 月 日

帯広市長 様

申請者（団体・町内会名）

住 所

責任者名

連絡先

次のとおり コミュニティセンターを使用したいので申請します。

使用目的		※どちらかにチェックをお願い致します <input type="checkbox"/> 規則第4条第3項各号に該当しない使用 <input type="checkbox"/> 規則第4条第3項各号に該当する販売行為等の営利目的による使用 ※使用目的の詳細をご記入ください				
月 日	曜	時 間	室 名	使用人員	使用物件	搬入物件
		午前・後 時～午前・後 時			机 椅子 脚 座布団 脚 座布団 脚 座布団 脚 座布団 脚 座布団 脚	
		午前・後 時～午前・後 時			机 椅子 脚 座布団 脚 座布団 脚 座布団 脚 座布団 脚	
		午前・後 時～午前・後 時			机 椅子 脚 座布団 脚 座布団 脚 座布団 脚 座布団 脚	
		午前・後 時～午前・後 時			机 椅子 脚 座布団 脚 座布団 脚 座布団 脚 座布団 脚	
		午前・後 時～午前・後 時			机 椅子 脚 座布団 脚 座布団 脚 座布団 脚 座布団 脚	
次のいずれにも該当しないことを誓約し、違反が認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議なく応じます。 1 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある使用 2 施設及びその備付物件を損傷又は滅失するおそれがある使用 3 施設の管理運営上適当と認めがたい使用 4 上記の使用目的と異なる使用 5 帯広市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者						
備 考						

コミュニティセンター使用許可書

年 月 日

様

帯広市長

印

月 日申請のあった コミュニティセンターの使用について次のとおり許可
する。

使用目的						
月 日	曜	時 間	室 名	使用人員	使用物件	搬入物件
		午前・後 時～午前・後 時			机 椅子 座布団	脚 脚 枚
		午前・後 時～午前・後 時			机 椅子 座布団	脚 脚 枚
		午前・後 時～午前・後 時			机 椅子 座布団	脚 脚 枚
		午前・後 時～午前・後 時			机 椅子 座布団	脚 脚 枚
		午前・後 時～午前・後 時			机 椅子 座布団	脚 脚 枚
備 考						

(注) 許可条件

- 1 使用に当たっては、係員の指示に従うこと。
- 2 火気の使用については、十分留意すること。
- 3 使用後は、室内清掃、消灯、物件格納を行い、係員の点検を受けること。